

令和元年台風第19号により居宅が被災した後期高齢者医療制度被保険者の一部負担金等について

後期高齢者医療制度被保険者の方で、令和元年台風第19号の被害による居宅の損害程度が次の要件の方について、令和2年2月以降に保険医療機関等で支払う一部負担金の免除を受けるためには、茨城県後期高齢者医療広域連合が発行する免除証明書を保険医療機関等で提示することが必要となります。

また、免除申請を行い茨城県後期高齢者医療広域連合より免除の決定を受けている方で、既に一部負担金等の支払いを済ませている場合は、申請することにより一部負担金等の還付を受けることができます。

●一部負担金等が免除になる居宅の損害程度
り災証明書に記載されている損害程度が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水

●一部負担金等の免除に係る保険医療機関での診療等の期間

令和元年10月12日から令和2年3月31日まで

●一部負担金等の還付申請に必要なもの

- ・保険医療機関等で支払った領収書原本(診療明細書含む)
- ・居宅の被害に係るり災証明書
- ・印鑑(朱肉を使うもの)
- ・口座番号の分かるもの(通帳等)

問 本庁 医療保険課医療・年金G ☎52-1111 内線166

令和元年台風第19号により住家が被災した国民健康保険の被保険者の一部負担金並びに介護サービス利用者の利用料の免除について

国民健康保険に加入している方で、令和元年台風第19号の被害による住家の損害程度が次の要件を満たす場合、保険医療機関等で支払う一部負担金が免除になります。

また、介護サービスを利用されている方は、介護保険施設等で支払う利用料が免除になります。

一部負担金等の免除を受ける場合は、保険医療機関や介護保険施設等の窓口で住家の損害程度と免除の適用を希望する旨を申告してください。

また、免除要件を満たす方であって、既に一部負担金等の支払いを済ませている場合は、申請することにより一部負担金等の還付を受けることができます。

●一部負担金等が免除になる住家の損害程度
り災証明書に記載されている住家の損害程度が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水

●一部負担金等の免除期間

令和元年10月12日から令和2年3月31日までの診療等

●一部負担金等の還付申請に必要なもの

- ・保険医療機関、介護保険施設等で支払った領収書、または支払った金額を確認できる書類
- ・住家の被害に係るり災証明書
- ・印鑑(朱肉を使うもの)
- ・口座番号の分かるもの(通帳等)

※住家の損害がない方でも、台風第19号の災害により主たる生計維持者が失職し現在収入がない方等は、免除の対象になる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

問 本庁 医療保険課国保G ☎52-1111 内線165
長寿福祉課介護保険G ☎52-1111 内線172

令和2年度常陸大宮市福祉タクシー利用申請受け付けについて

市では、高齢者等の日常生活における移動手段を支援するため、タクシー利用料金の一部を助成する福祉タクシー券の申請を受け付けています。

○対象者

一般の公共交通機関の利用が困難、または下肢が不自由で、次のいずれかの条件を満たす方

- ・満65歳以上の方
- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・難病の医療受給者証の交付を受けている方

※各種手帳の交付を受けている方は、申請時に手帳等の提示をお願いします。

○利用限度 年48回まで(交付決定月により回数異なります)

○申込方法 本庁および各支所担当窓口へお申し込みください。(郵送可)

なお、以下の要件を満たす方へは2月下旬に申請書を郵送していますので、ご確認ください。

- ・平成31年4月から令和元年12月までの間にタクシー券を利用された方(行事用タクシー券のみの利用の方へは送付しておりません)

・令和元年12月から令和2年1月31日までに令和元年度分の申請をされた方

問 本庁 長寿福祉課 高齢者支援G ☎52-1111 内線175